

令和7年 第12回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年12月25日 午後1時56分から午後3時20分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
次長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第12回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小久保 隆義 委員 浅見 勉

11. 議決事項及び議事の要領

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数3名、年間従事日数300日となっています。

譲受人は市内にて約0.5haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番及び3番の案件については、譲受人は同一ですが譲渡人が異なるため、審議案件としては分かれています。3条の許可基準は譲受人に対してのため、まとめた説明となります。

譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数3名、年間従事日数150日となっています。

譲受人は市内にて約0.1haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することです。農業協同組合法に基づく農事組合法人、もしくは会社法の株式会社又は持分会社のいずれかであることとされており、譲受人は株式会社のため要件を満たしています。

2つ目が事業の内容に関する事です。主たる事業が農業であることとされています。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的に行う内容としては果樹とされており、要件を満たしております。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関することです。農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしています。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関することです。役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が1名であり、1名が常時従事者であるため要件を満たしています。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしています。

譲受人は東松山市内にて約2haの農地で梨等の果樹栽培を行っており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのこと。申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、東松山市農業委員会に対して確認を行ったところ、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
2番、3番 入西地区 新井委員
4番 入西地区 浅見委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番については、譲渡人は高齢で農作業が困難であり、以前から譲受人が農地の管理を行っていたそうです。譲受人は兼業農家で、弟と一緒に片柳で水稻を耕作しており、農協にも出荷しています。耕運機などの農機具も所有しており、譲り受けた後は、まもなく定年を迎える夫と共に耕作を行う予定と聞いています。
小委員会において審議した結果、申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます

委員 2番及び3番については、譲受人は代々小規模ではあるものの、水稻栽培を行っている兼業農家になります。何年か前に経営規模の拡大を考えたものの、下限面積の条件があり、断念した経緯があります。令和5年4月農地法の改正があり、下限面積の要件が撤廃されたため、今回の申請に至りました。
申請地は譲受人の所有する水田の隣地で、以前より譲受人が管理、耕作を行っていました。

2番の譲渡人については、昔は水稻農家でしたが、高齢化と農業を継ぐ意志がある者がいないことから、農地を手放すこととなりました。

3番の申請地は狭小のため、2番の譲渡人の家で代々管理を行っていたそうです。隣地が手放されるのに合わせて、手放すこととしたそうです。

小委員会においても、譲受人が申請地を取得することに問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 4番については、譲受人は従業員2名とアルバイト4名で耕作を行っております。譲渡人は亡くなっており、相続人がいないため、以前から依頼されていた弁護士が相続財産清算人として申請を行うことになりました。
申請地は農地として管理が行われており、取得後は柑橘系の農作物を栽培する

予定と聞いています。

小委員会においても、申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有り認め、許可と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第45号については許可と決定します。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内

に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場兼作業場への転用となります。

譲受人が個人事業主として鉄骨加工業のために使用していた資材置場兼作業場の土地が農地転用許可を得ていなかったことが判明したため、一度是正を行ったうえで、今回の申請となりました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
2番、3番 勝呂地区 小島委員
4番 入西地区 人見推進委員
5番、6番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、先月、今回申請地の西側の農地が、同じ譲渡人で申請され、審議が行われました。譲渡人の兄が耕作を行っていましたが、その方が亡くなった後は耕作を行う方がいない状態でした。農地の管理は兄弟が受け継ぎましたが、農業に従事した経験もなく、高齢で、今後の農地の管理が困難であることから手放すこととしたそうです。
近隣は宅地化が進んでおり、周辺農地への影響等はないと考えます。小委員会としましても慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件については、以前は申請地を近隣住民の方の家庭菜園農地としておりましたが、現在は家庭菜園として利用する方はいない状態です。申請地の西側は以前転用申請が行われ、許可されており、近隣農地への影響もないと思われます。
小委員会で協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

3番案件については、譲渡人は現在、自作地で作った野菜を農協に出荷しております。譲渡人はまだ耕作を続ける予定ですが、農業を引き継ぐ人がいないため、少しずつ経営規模の縮小を図りたいとの考えから、今回の申請となったそうです。申請地以外の自作地については、今後も耕作及び管理をしっかりと行っていくとのことです。小委員会で協議した結果、転用もやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様の審議をよろしくをお願いいたします。

委員 4番案件については、先月に審議を行い、許可済みとなった隣接地になります。譲渡人については高齢で後継者もなく、体調も思わしくないことから、規模の縮小を考え、農地を手放すこととしたそうです。
近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会で慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくをお願いします。

委員 5番案件については、譲渡人は申請地を相続で取得した方になります。譲渡人自身は耕作を行っておらず、今後も耕作が行われる予定は無いことから、手放すこととなったそうです。周囲の農地についても耕作がほとんど行われていないため、影響はないと考えます。
小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくをお願いします。

6番案件については、譲渡人は高齢で、現在は施設に入居しており、所有されている農地を少しずつ手放しています。農地は親族が管理を行っている状況にあり、周辺の所有されていた農地は、住宅として既に転用許可済みとなったところが大半です。

周囲は既に住宅が建ち始めており、周囲農地への影響等も問題はないと考えま

す。小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので採決を行います。
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第46号は、許可相当と決定します。

議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。なお、7番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定の準用により議事参与制限に該当するため、7番については最後に審議を行います。始めに1番～5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、議事参与制限分を含めた数字となりますが、件数11件、筆数96筆、面積が合計77,315.71㎡となっており、契約の始期は令和8年3月1日となっております。

案件1～10番については島田地区の圃場整備に際して行われる中間管理権の設定となります。

1番については、耕作者は主に勝呂地区で約8.4haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

2番については、耕作者は主に勝呂地区で約0.8haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

3番については、耕作者は主に勝呂地区で約1.2haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

4番については、耕作者は主に勝呂地区で約1.2haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

5番については、耕作者は主に勝呂地区で約3.7haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番～5番 勝呂地区 中島推進委員

委員 1番から5番の耕作者については、いずれも代々島田地区で耕作をされている方々になります。

1番の耕作者については、経験年数15年、水稻を耕作しております。島田地区で一番の米農家で、家族経営で耕作を行っています。

2番の耕作者については、経験年数50年、家族で水稻を耕作しています。

3番の耕作者については、定年退職後に耕作を始めたため経験年数は5年、と外の方と比べて年数は短いですが、農業への熱意が溢れている方です。

4番の耕作者については、父親と共に若いころから農業に従事され、経験年数50年で水稻を耕作しております。区長や神社の総代なども務められ、地元からの信頼も厚い方です。

5番の耕作者については、兼業農家として営農していた父親と共に農業に従事され、経験年数25年で水稻を耕作しています。今回の農用地利用集積等促進計画の島田地区内の耕作者としては一番若く、将来有望な担い手だと考えています。

議長 ご質疑等はございますか。
無いようですので、続いて6番及び8番～11番について事務局より説明をお願いします。

6番については、耕作者は主に三芳野地区及び勝呂地区で約9.3haの農地を耕作しており、主に水稻及び小麦を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

8番については、耕作者は主に勝呂地区で約2haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

9番については、耕作者は主に勝呂地区で約0.5haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

10番については、耕作者は主に勝呂地区で約0.5haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件

を満たしていることを事務局で確認しております。

11番については、耕作者は主に坂戸地区で約0.5haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和7年12月31日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業での面積はなく、令和8年1月1日始期の農地中間管理事業の面積は11,073㎡、合意解約された面積は9,442.87㎡となり、差引しますと、令和8年1月1日設定後の利用集積面積は3,418,659.07㎡となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。
6番 三芳野地区 西嶋推進委員
8番～10番 勝呂地区 中島推進委員
11番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員

委員 6番の耕作者については、農業法人として現在三芳野地区及び勝呂地区で大規模農業を行っており、特段の問題はございません。借入面積が増えても問題なく耕作が可能と考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

委員 8番から10番の耕作者についても、案件1番から5番の耕作者と同様に島田地区で耕作を行っている方々になります。

8番の耕作者については、経験年数60年で水稻を耕作しています。島田地区の圃場整備事業に当初から参加されている内の一人で、副会長としても尽力いただいています。

9番の耕作者については、経験年数20年で水稻栽培の外、露地野菜の耕作も熱心に行っています。

10番の耕作者については、高齢ではあるものの、兼業農家として従事している息子を含め、家族で水稻を耕作しています。

圃場整備事業により、島田地区で耕作がやりやすくなるといずれの耕作者も喜んでいきます。小委員会としても、いずれの耕作者についても問題ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 11番の耕作者については、現在浅羽地区内では圃場整備事業が進んでいる状況です。農業の後継者が不足している中で、浅羽地区の農業振興に貢献いただいている方になります。貸借面積が増えても問題なく耕作が可能と考えております。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、7番を除く案件については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第47号のうち7番を除いては「意見なし」と決定します。

続いて、7番について審議いたします。
議事参与の制限に該当する推進委員には、退席をお願いします。

(該当推進委員退席)

議 長 7番について事務局より説明してください。

事務局 7番については、耕作者は主に勝呂地区で約0.9haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
7番 勝呂地区 林 昇委員

委 員 7番の耕作者については、10月から島田地区の圃場整備が開始され、その関連から中間管理機構での借地権設定が行われることとなりました。圃場整備事業の役員を共に務め、水稻の耕作も熱心に行っております。問題なく、耕作を行えると考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 7番についてご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第47号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見のうち、7番については「意見なし」と決定したいと思っておりますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第47号のうち7番については「意見なし」と決定します。

(該当推進委員着席)

報告第12号 専決処分の報告について

議 長 報告第12号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第12号ですが、令和7年11月の専決処分については、農地法第3条の3の相続での届出9件、農地法第4条の農地転用での届出3件、農地法第5条の農地転用での届出4件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第12回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年12月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員